



公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しました。

平成30年11月1日

長野県知事 阿部守一

- 1 契約に係る特定役務の名称及び数量
ソーラーマッピング構築業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
(1) 名称 長野県環境部環境エネルギー課
(2) 所在地 長野市大字南長野幅下692番地2
- 3 契約の相手方を決定した日
平成30年9月13日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地
(1) 名称 国際航業株式会社長野営業所
(2) 所在地 長野市鶴賀町1393-3番地
- 5 契約金額
49,593,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第1号に該当するため

環境エネルギー課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成30年11月1日

長野県知事 阿部守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
佐久小田井ショッピングセンター
佐久市小田井613-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社タカサワマテリアル
佐久市野沢94-1
- 3 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後
小林 正夫	小林 本幸

- 4 変更した年月日
平成30年6月26日

- 5 届出年月日
平成30年9月12日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県佐久地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成30年11月1日から平成31年3月1日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県佐久地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成30年11月1日

長野県知事 阿部守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンタウンしおだ野
上田市神畑字岬田374ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
イオンタウン株式会社
千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1
有限会社メイ・田中商事
上田市神畑884-1
- 3 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名(変更前)

名称	代表者氏名
イオンタウン(株)	大門 淳

(変更後)

名称	代表者氏名
イオンタウン(株)	加藤 久誠

- 4 変更した年月日
平成30年5月28日
- 5 届出年月日
平成30年9月14日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県佐久地域振興局商工観光課

興室又は長野県上田地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

平成30年11月1日から平成31年3月1日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県上田地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成30年11月1日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン茅野
茅野市大字米沢168ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

イオンタウン株式会社
千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後
大門 淳	加藤 久誠

4 変更した年月日

平成30年5月28日

5 届出年月日

平成30年9月14日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県諏訪地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

平成30年11月1日から平成31年3月1日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県諏訪地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成30年11月1日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン信州山形 北棟
東筑摩郡山形村字大池原359-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

イオンタウン株式会社
千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後
大門 淳	加藤 久誠

4 変更した年月日

平成30年5月28日

5 届出年月日

平成30年9月14日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県松本地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

平成30年11月1日から平成31年3月1日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県松本地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成30年11月1日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン信州山形 南棟
東筑摩郡山形村字大池原338-2ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
イオンタウン株式会社
千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1

3 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後
大門 淳	加藤 久誠

4 変更した年月日
平成30年5月28日

5 届出年月日
平成30年9月14日

6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県松本地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間
平成30年11月1日から平成31年3月1日まで

8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県松本地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成30年11月1日

公告

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新しました。

平成30年11月1日

長野県知事 阿部 守一

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
松本バスターミナルビル
松本市深志1-2-30ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
アルピコ交通株式会社
松本市井川城2-1-1
- 変更しようとする事項
駐車場の位置及び収容台数

	変更前	変更後
1	368台	338台
2	38台	100台
3	128台	230台
4	49台	49台
合計	583台	717台

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

- 変更する年月日
平成30年4月1日
- 届出年月日
平成30年10月12日
- 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県松本地域振興局商工観光課
- 縦覧の期間
平成30年11月1日から平成31年3月1日まで
- 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県松本地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

長野県知事 阿部 守一

更新年月日	登録の有効期間	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%) その他の規格	生産業者の氏名又は 名称及び住所
平成30年 10月26日	平成30年 11月15日 から 平成33年 11月14日	長野県 第888号	乾燥菌体肥料	G P - S A	窒素全量 4.0% リン酸全量1.0% その他の規格 含有を許される有害成分 の最大量及びその他の制 限事項は、公定規格のと おり	ゴールドバック株式会 社 東京都品川区東品川四 丁目13番14号

農業技術課

公告

県営北耕地地区土地改良事業の変更計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求をすることができます。

また、この変更計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

平成30年11月1日

長野県知事 阿部 守一

- 1 縦覧に供する書類
県営北耕地地区土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成30年11月2日から11月30日まで
- 3 縦覧の場所
松本市役所

農地整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成30年11月1日

長野県佐久建設事務所長 市岡 進

- 1 許可番号
平成30年4月27日 長野県佐久建設事務所指令29佐建第62-26号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
佐久市根々井字南原1-13
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
佐久市三河田497-7
長野工機株式会社 代表取締役 真瀬垣 武 樹

都市・まちづくり課